

高槻市都市公園内飲料自動販売機設置者募集要項

1 応募(公募参加申請)の資格要件

次の要件をすべて満たす者に限り公募に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 高槻市財務規則第95条の規定により行った高槻市の本年度の入札参加者名簿に登録がある場合は、募集期間中、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 令和4年度以降を対象に、次のいずれかに該当しない者であること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため違法な行為をした者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者がその内容を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - カ 本市に提出した書類に虚偽の記載をし、又は本市に著しい損害を与えた者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する行為をした者を使用している者
- (7) 高槻市内の飲料自動販売機の設置業務について、3年以上の実績（3か所以上）を有しております、現に業務を継続している者であること。
- (8) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (9) 本市都市創造部公園課において、過去に自動販売機の設置許可を受け、その許可期間中に設置者都合により自動販売機を撤去した者でないこと。
- (10) 本要項にしたがって応募書類を提出し、かつ、提出書類の審査を経て高槻市からの公募参加通知を受けたこと。

2 公募に付する事項等

- (1) 件名： 高槻市都市公園内飲料自動販売機設置者公募
- (2) 許可対象物件、許可期間及び設置台数： 別紙「許可対象物件等一覧表」に記載のとおり
- (3) 自動販売機の仕様： 別紙「自動販売機の仕様」に記載のとおり
- (4) 都市公園内施設設置許可の主な条件
 - ア 許可期間の更新、延長はない。
 - イ 本要項に定める仕様を満たす自動販売機の設置以外には使用できない。
 - ウ 本要項に定める自動販売機を本市が指定する日から設置すること。
 - エ 使用料の支払は1年毎（初年度は1か月）とし、各納期限は本市の指示に従うこと。
 - オ 本市が指定する方法により、使用料とは別に光熱水費を負担すること。
 - カ 自動販売機の設置（電気設備工事含む）、運営に係る一切の費用を負担すること。
 - キ 使用権を譲渡し、または許可物件を転貸できない。
 - ク 売上数量等の情報を本市に提供すること。
 - ケ 自動販売機を設置、運営することに起因する一切の責務を負うこと。

- コ 破産手続開始の決定を受けるなど、やむを得ない事情による場合を除き、自動販売機の設置者の都合により契約を解除する場合は、年度途中での解約はできない。
- サ 許可条件に違反するなど許可を取り消さざるを得ないと本市が認めた場合、または許可対象物件を本市が公用・公共用に使用する必要が緊急に生じた場合、許可を取り消すことがある。
- シ 設置することにより、都市公園を適正に維持管理できない問題が発生した場合及び施設計画等により設置物件が支障となる場合は、設置許可の取り消し又は変更がある。その場合は速やかに、設置者の責任及び費用で撤去又は移設すること。
- ス 設置者は許可物件の一部だけを取り消すことはできない。
- セ 許可期間が満了した際は、原状回復すること。
- ゾ 許可物件に投じた改良費、修繕費等を本市に請求できない。

3 応募(公募参加申請)方法

公募参加を希望する者は、応募要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類を次に掲げる方法により提出すること。

(1) 提出期間 令和8年1月19日(月)から令和8年1月30日(金)まで(土日祝を除く)

(2) 提出方法 全提出書類を直接持参または書留・簡易書留による郵送
(郵送による提出は提出期間中に必着とする。)

(受付時間帯) 午前8時45分から午後5時15分まで

(3) 提出場所 高槻市桃園町2番1号
高槻市役所本館5階 公園課窓口
電話: 072-674-7516

(4) 提出が必要な書類(各1部提出)

- ① 公募参加申請書
- ② 高槻市内における自動販売機設置実績表
- ③ 暴力団排除に関する誓約書

※上記のほか次に掲げる書類(写し不可)

	法人の場合	個人の場合
①	商業登記簿謄本(現在事項全部証明書) 提出日から3か月以内に発行されたもの	a)身分証明書 b)登記されていないことの証明書
②	使用印鑑届 印鑑証明書 提出日から3か月以内に発行されたもの	使用印鑑届 印鑑証明書 提出日から3か月以内に発行されたもの
③	納税証明書(その3の3) 法人税及び消費税に係るもの	納税証明書(その3の2) 所得税及び消費税に係るもの
④	年間委任状 契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ	住民票の写し 提出日から3か月以内に発行されたもの

※様式類は、高槻市ホームページ(ページID検索に「167708」と検索)からダウンロード可能

(5) その他

- ① 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ② 応募に関する一切の費用は、申請者の負担とする。
- ③ 本市に提供された売上数量等の情報は、次回以降の公募時の参考資料として公表することがある。

4 許可対象物件の下見 別紙「許可対象物件等一覧表」に記載のとおり

5 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和8年1月22日(木)
午前8時45分から午後5時15分まで
- (2) 問合せ方法 末尾記載のFAX又は高槻市ホームページ内の公園課への問い合わせフォームにて問い合わせること。
- (3) 回答の方法 令和8年1月26日(月)に、高槻市ホームページにて質問及び回答を公開する。

6 公募参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査し、令和8年2月3日(火)に、申請者あてに結果を電子メール又はFAXで通知する。(公募に必要な書式等は当該通知と合わせて送信する。)

なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には公募参加資格を取り消す。

7 価格提案書提出

公募に参加する者は、本要項のほか、本市から示された本公募に関する一切の資料を熟覧のうえ、価格提案書を提出すること。

- (1) 場所： 高槻市役所本館4階 入札控室
- (2) 日時： 令和8年2月6日(金) 午前10時30分から
- (3) 成立要件： 応募書類の提出期間終了時点で、応募者がない場合は不成立とする。
- (4) 実施単位： 公募は、許可対象物件を一括して実施する。
- (5) 最低使用料： 有り(非公開)
- (6) 使用料提案金額： 使用料希望金額は1m²あたりの年額を見積り、価格提案書に記載すること。
- (7) 設置者： 本市が設定する最低使用料以上で、最高の価格をもって有効な提案を行った者を設置者とする。設置者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじを引いて設置者を決定する。
- (8) 無効の提案
- ア 公募参加資格を有しない者の提案
 - イ 委任状を持参しない代理人の提案
 - ウ 記名押印を欠いた提案
 - エ 金額を訂正した提案、又は金額の不鮮明な提案
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な提案
 - カ その他不正行為により提案を行ったと認められる提案

8 設置者決定後の手続き

設置者は、設置場所について本市と協議し、速やかに高槻市都市公園条例施行規則に規定する都市公園内施設設置申請書を提出すること。また、都市公園内施設設置申請書に応じて算出された使用料を納付後、都市公園内施設設置許可書を交付する。

9 問い合わせ先

応募手続に関する質問については隨時受付を行う。

高槻市 都市創造部 公園課 (担当 西村・谷口・西脇)

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL: 072-674-7516 FAX: 072-674-3125